

別表

(3) 医療従事者の確保に関する事業

病院内保育所施設整備事業	次に掲げる基準面積に1平方メートル当たり単価表に定める単価を乗じて得た額とする。 基準面積＝ 収容定員×5㎡ (ただし、30人を限度とする。) 注) 1 過去に同一の事業について補助を受け、現に使用している時は基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 〈1平方メートル当たり単価表〉 <table><tr><td>鉄筋コンクリート造</td><td>245,257円</td></tr><tr><td>ブロック造</td><td>214,503円</td></tr><tr><td>木造</td><td>144,305円</td></tr></table> 注) 上記基準単価は、基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。	鉄筋コンクリート造	245,257円	ブロック造	214,503円	木造	144,305円	病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	病院の開設者 (ただし、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会を除く。)	1/3
鉄筋コンクリート造	245,257円									
ブロック造	214,503円									
木造	144,305円									
看護師勤務環境改善施設整備事業	次に掲げる基準面積に1平方メートル当たり単価表に定める単価を乗じて得た額とする。 基準面積 1 看護単位につき50㎡ナースコールを更新付設する場合は、1㎡当たり114,200円を加算する。 注1) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。 注2) 病院全体に関わる特定の目的のための整備内容は、1看護単位と同様とみなす。 〈1平方メートル当たり単価表〉 <table><tr><td>鉄筋コンクリート造</td><td>204,400円</td></tr><tr><td>ブロック造</td><td>230,500円</td></tr><tr><td>木造</td><td>251,180円</td></tr></table> 注) 上記基準単価は、基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。	鉄筋コンクリート造	204,400円	ブロック造	230,500円	木造	251,180円	看護職員が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 看護師詰め所 処置室 症例等検討会議室等 ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。 (1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4) 既存建物の買収に要する費用 (5) その他の整備費として適当と認められない費用	病院の開設者 (ただし、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会を除く。)	1/3
鉄筋コンクリート造	204,400円									
ブロック造	230,500円									
木造	251,180円									